

**会議結果報告書**  
(会議内容全文)

会議の名称	令和5年度第1回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和5年10月3日(火) 10:00~11:00 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 5名/5名中	星 信子、加藤 智恵、川内 佳奈、菊地 秀一、藪 淳一 (敬称略)
傍聴者数	2名

議事	概要
1. 審査基準の改定について	<p><b>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</b></p> <p>本日の部会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「審査基準の改定について」</li> <li>・「利用定員の設定について」</li> <li>・「認定こども園の整備計画及び認可・認定について」</li> <li>・「幼保連携型認定こども園の設置者変更に伴う認可について」</li> </ul> <p>に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。</p> <p>なお、整備計画の承認と認可等についての審議は、非公開で行うこととし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料1「審査基準の改定」を用いて説明</p> <p>まず、「共通審査基準」と「個別審査基準」についてご説明する。</p> <p>「共通審査基準」は、保育所や認定こども園の認可や認定に際して、事業者から提出された内容が、認可要綱等で定める基準に適合しているかを審査するための基準である。「個別審査基準」は、整備の採択予定件数を超える応募があった場合や、本市の補助金の予算額を超える応募があった場合など、「共通審査基準」を満たした整備計画が競合した際において、その選定を行うために用いる審査基準である。</p> <p>それでは、資料1-1【共通審査基準の改定について】についてご説明する。</p> <p>1の幼保連携型認定こども園の改定内容は、審査基準における共通審査基準と施設整備審査基準の分類を見直すものである。現在、幼保連携型認定こども園における認可の際には、現行の1～4の共通審査基準の各審査項目に合致しているかを審査しており、併せて施設整備を伴う場合は、5～7の施設整備審査基準の各審査項目に合致しているかを審査することとしている。しかしながら、実際には、認定こども園への移行する施設として適切であるかを判断するため、5～7についても、必要に応じて確認を行っているところである。そのため、この度、1～7の審査項目す</p>

べてを共通審査項目として整理するものである。

次に、2の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園）の改定内容は、審査基準に項目を追加するものである。審査基準の策定当時において、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、改築等の施設整備を想定していなかったことから、現行の1～4の審査項目を設けており、先ほどご説明した幼保連携型認定こども園の審査基準でいうところの、5～7の審査項目は設けずに、必要に応じて備考欄記載の内容の確認を行ってきた。今後は、保育所や幼保連携型認定こども園と同様に、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園についても、改築整備等を行う案件が増加することが想定されるため、幼保連携型認定こども園の審査項目と同様に、5～7の審査項目を追加するものである。

続いて、資料1-2【保育所整備の個別審査基準（増改築等）の改正】についてご説明する。

まず、1の「認定こども園整備の個別審査基準の追加」についてご説明する。

認定こども園に関しては、個別審査基準の策定当時に、老朽化による改築等の施設整備を想定していなかったことから、現在、増改築等に関する個別審査基準を設けていない状態である。繰り返しとなるが、今後は認定こども園においても改築等の施設整備を行うことが想定されるため、保育所の増改築等に関する個別審査基準を、認定こども園の増改築等の個別審査基準としても活用できるよう、内容を追加するものである。

具体的な改定内容については、「審査基準の名称を保育所等整備の個別審査基準（増改築等）に改定」、「共通審査基準の改定を踏まえ「幼保連携型認定こども園」及び「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に係る審査事項等を追加」、「審査基準及び配点内訳に関する文言の時点修正」の3点である。

次に、2の「既存施設の老朽度調査結果に基づく項目追加及び配点調整」についてご説明する。個別審査基準の項目に、施設の「老朽度調査」に関する内容を加えるとともに、全体の配点調整を行うものである。現在は、個別審査基準に施設の耐用年数に関する項目を設けているものの、老朽度調査に関する内容は設けていないため、この項目を追加することで、これまでより、老朽化が進んだ施設の整備計画を選定することが可能となる。配点については、配点内訳に記載のとおり、施設の老朽度に応じて、最大15点を設定することとしている。また、今回の項目追加に伴う配点調整については、個別審査基準の配点は満点が100点の構成としていることから、新たに15点分の配点を加えることに併せて、他の審査事項の配点を減らすことで全体調整を図る。

まず、審査事項2「設置地域における当該施設の必要性」については、個別審査基準を設定した当時は、超過入所者がいる施設の割合や、特定の施設を希望する待機児童が多かったものの、保育の供給量が充足しつつある現状においては、差がつきにくい項目となっているため、配点を5点減らす。

次に、審査事項7「設置主体の役員構成」と、審査事項8「準備状況」については、

<p>2. 利用定員の設定について</p>	<p>あらかじめ事務局が行う審査の中で要件を満たすことを確認しているため、基本的には大きな差がつかずに加点が見込まれる項目であることから、それぞれ5点減らす。</p> <p>以上の内容で、承認が得られた場合、次回の部会以降では、改定後の審査基準を使って審査をしていきたいと考えている。</p> <p><b>【主な委員意見・質問】</b></p> <p>○が委員の発言 →が事務局回答</p> <p>○共通審査基準について、現行の備考にある「(4) 認定に併せて保育所としての認可を行う場合、保育所の審査基準にも合致しているか確認すること」と記載があるが、変更後の取り扱いはどのようになるか。</p> <p>→取り扱いについて現行と変わらず、認定こども園の審査基準を確認する中で、保育所の認可基準についても確認を行っていく。</p> <p>上記の質疑の後、審査基準の改定について、本案の通り承認された。</p> <p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料2-1「利用定員の設定」を用いて説明</p> <p>資料2では、利用定員の設定等について、ご審議をいただく。</p> <p>それでは、施設の種別ごとにご説明する。</p> <p>幼保連携型認定こども園3件について、2件は保育所からの移行であり、認定こども園化に伴い、新たに1号定員を設定する。表中のカッコ内の数字は、現行定員からの変更分になる。また、「しんことに清香(せいか)こども園」は、現在の設置者から、新たに設立予定の社会福祉法人に設置者を変更するものであり、定員の変更はない。</p> <p>次に、保育所型認定こども園について、保育所からの移行であり、認定こども園化に伴い、新たに1号定員を設定する。なお、2・3号定員の内訳を変更する園もあるが、いずれも年齢区分の間で定員数を置き換えるものであり、2・3号定員の合計に変更はない。</p> <p>続いて、幼稚園型認定こども園について、幼稚園からの移行であり、現在の1号定員を減らして、2号定員を設定する。</p> <p>最後に、幼稚園について、私学助成の幼稚園から新制度に移行する幼稚園について、1号定員を設定する。</p> <p>以上を踏まえて、今回設定する利用定員の合計は、2・3号で2,270人分、1号で1,554人分となる。また、「供給量 増減数 合計」は、2・3号はプラス95人、1号はプラス49人となる。</p>
-----------------------	--

<p>3. 認定こども園（幼稚園からの移行）の整備計画及び認可・認定について</p>	<p>○資料2-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明</p> <p>利用定員を原案のとおり設定した場合の、本市の教育・保育の需給状況を示している。</p> <p>表の構成は、「A」が令和5年4月時点の供給量、次の列が、本年度中に決定する確保方策ごとの供給量である。</p> <p>今回ご審議いただく案件において、確保する供給量のほか、今年に入り当部会でご審議いただいた施設整備の案件や、既存施設の定員変更等も反映しており、それらを①から⑦の整備手法ごとの供給量に分類し、その合計を「B」で示している。</p> <p>「C」では、令和6年4月時点の供給量を、「D」では、令和6年4月時点の保育のニーズ量を示している。「C」と「D」の差については、「需給状況（C-D）」で示している。全市として2号保育は不足しているものの、2号教育と合算すると充足する状況になっている。</p> <p>今後の供給量確保については、今年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画の中間見直し」の内容に基づいて取り組んでまいりたいと考えている。</p> <p><b>【主な委員意見・質問】</b></p> <p>○が委員の発言</p> <p>→が事務局回答</p> <p>○認定こども園化に伴って定員が微増することにはなるが、認定こども園化は国も推進しているので、市が認可しないということは難しいだろう。</p> <p>○なぜ、3号を減らして2号を増やす施設があるのか。</p> <p>→現行定員と入所人数に乖離があるため、実態に合わせて変更している。</p> <p>上記の質疑の後、提示した利用定員の設定は、この後審議する整備計画の承認を前提として承認された。</p> <p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料3「認定こども園（幼稚園からの移行）の整備計画及び認定」を用いて説明</p> <p>今回の審査は、幼稚園型認定こども園への移行が3件となっている。利用定員の設定は、いずれも3号定員の設定はなく、現在の1号の定員を減らした上で、新たに2号定員を設定する。なお、2号定員の設定に際しては、現在の1号認定こどもの預かり保育の実績（こちらは新2号認定を受けている児童の人数）を基に設定している。</p> <p>次に、各案件の審査内容について、審査基準に沿ってご説明する。</p> <p>「1 事業計画との整合性」では、札幌市で定めている「子ども・子育て支援事業計画」における保育の需給計画との整合性について確認している。当該計画では、供給量の確保の方策として、既存施設の活用を優先することとしており、今回の案件は、既存施設の活用にあたることから、「適」と判断した。</p> <p>「2 事業者の適格性」では、申請者が禁固刑を受けているなどの欠格事由に該</p>
--	---

当していないことを確認している。

「3 設備」では、保育等に必要な部屋があるのか、面積が基準を満たしているのかなどを審査している。また、保育室等の部屋が2階以上にある場合は、園舎が耐火構造となっているか、常用階段のほかに、避難設備として屋外階段など、必要な設備を設置しているかを確認している。

「4 運営」では、認定こども園は、満3歳以上の子どもについて学級を編制することとなっており、また、1学級の子どもの数は35人以下を原則としているため、これを満たしていることを確認している。「食事の提供」については、認定こども園の場合、2号認定の子どもに食事を提供する必要があるため、その提供方法等を確認している。なお、子どもへ提供する食事を施設内で調理することを「自園調理」と呼んでおり、保育施設において食事の提供を行う場合は、この「自園調理」が原則となる。ただし、幼稚園型認定こども園は例外的な取り扱いがあるため、後ほど、具体的な案件の中でご説明する。「園長」については、就任予定者の資格や経験があることなどを確認している。「従事者」については、資格条件のほか、子どもの年齢や人数に応じて必要な人数が決まっているため、これを満たす必要があるため、事業者は、4月に向けて必要な採用等を行っていくこととなる。「子育て支援事業」については、認定こども園は地域における子育て支援の機能が必要となるため、具体的な事業の実施予定があることを確認している。また、備考欄において、改修工事が必要な場合はその資金が確保されていることを併せて確認している。

続いて、各施設の特徴的な部分や例外的な取扱いについてご説明する。

「そうせい幼稚園」は、厨房設備や、預かり保育室等の改修工事を予定していることから、工事に必要な費用が、支出可能なことを確認している。

「認定こども園百合が原幼稚園」は、「食事の提供」については、さきほどご説明した「自園調理」の例外として、「外部搬入」により食事を提供する予定である。「外部搬入」とは、幼稚園型認定こども園については衛生面や栄養面で必要な配慮がなされている等の条件を満たす場合は、自分の園以外の場所で調理したものを、園に搬入する制度である。

「認定こども園白ゆり幼稚園」についても、「食事の提供」を外部搬入で行う予定である。

以上、本市の審査では、これらの各項目について全て「○」とし、総合評価として「適」と判断した。

#### 【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○食事の外部搬入について、搬入業者の基準はあるのか。また、搬入業者は園独自で探すのか。

→搬入業者は園が契約している。搬入業者に対する基準は設けていないが、搬入手

<p>4. 認定こども園（保育所からの移行）の整備計画及び認可・認定について</p>	<p>段や搬入業者の栄養士の配置状況などについては確認している。また、認定申請時には契約書を提出させている。</p> <p>上記の質疑の後、認定申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。</p> <p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料4「認定こども園（保育所からの移行）の整備計画及び認可・認定」を用いて説明</p> <p>今回の審査は、幼保連携型認定こども園への移行が2件、保育所型認定こども園への移行が24件で、合計26件である。</p> <p>設定する定員は、現在の保育所の利用定員に1号定員をプラスするため、1号定員の設定分が、定員の純増分になる。備考欄には、整備計画について記載しているが、全ての案件が改修工事等をせずに既存施設をそのまま活用して移行する予定である。</p> <p>審査基準については、幼保連携型認定こども園は1番から7番の項目、保育所型認定こども園は、1番から4番の項目になる。各項目の内容は、1番から4番の項目は、資料3と同様であるため、5番から7番の項目についてご説明する。</p> <p>「5 資金計画」では、施設の財務状況に問題がないことを確認している。</p> <p>「6 設置主体の事業実績」では、当該事業者が行政から重大な指導を受けていないことを確認している。</p> <p>「7 準備状況」では、法人として適正な意思決定のもとで承認されたものであることを確認している。</p> <p>引き続き、各施設の特徴的な部分や例外的な取扱いについて、ご説明する。</p> <p>幼保連携型認定こども園の「認定こども園藻岩そらいろ保育園」は、「園庭」で移行特例を適用している。移行特例とは、平成26年に幼保連携型認定こども園に関する札幌市の設備基準条例が施行される前に、既に運営していた保育所や幼稚園が、幼保連携型認定こども園に移行する場合、園舎及び園庭の面積については、元の保育所や幼稚園の基準を適用して、移行を可能とする制度である。本件では、園庭面積について、この移行特例の基準を適用している。</p> <p>保育所型認定こども園の「認定こども園愛育保育園」は、「代替園庭」を使用する計画としている。「代替園庭」とは、園庭は園の敷地内に確保することが原則であるが、保育所型認定こども園の場合で、基準以上の面積を確保できない場合には、近隣の公園を代替園庭として使用することが認められている制度であり、本件ではそれを適用している。</p> <p>「札幌北はぐはぐ認定こども園（株式会社バンブーぴあ）」は、設置者が「株式会社」である。株式会社等は社会福祉法人とは異なる内容で、資金計画を審査している。具体的には、年間の運営費の1/12に、物件を賃貸する場合の年間の賃貸費用な</p>
--	---

<p>5. 幼保連携型認定こども園の設置者変更に伴う認可について</p>	<p>どを預金などの形で保有している必要があり、その資金があることを確認している。さらに、「収支状況について3期連続しての損失計上がないこと」、「債務超過状態でないこと」も条件となっており、これらが満たしていることを確認している。</p> <p>この園と同じく、設置者が株式会社等の案件については、「認定こども園おーるまいてい屯田園（特定非営利活動法人おーるまいてい）、「認定こども園新発寒みつばち保育園」と「認定こども園手稲みつばち保育園」（設置者はどちらも「合同会社SANSUI（サンスイ）」）がある。</p> <p>以上、本市の審査では、これらの各項目について全て「○」とし、総合評価として「適」と判断した。</p> <p><b>【主な委員意見・質問】</b> なし</p> <p>上記の説明の後、認可・認定申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可・認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。</p> <p><b>【事務局説明】</b> ○資料5「幼保連携型認定こども園（設置者変更）の認可」を用いて説明 ご審議いただくのは、現在、「しんことに清香(せいか)こども園」を運営する社会福祉法人清光会(せいこうかい)が、新たに社会福祉法人を設立して、当該施設の設置者をこの新設する法人に変更するものである。</p> <p>設置者が変更となる以外は、定員を含めて変更はないが、法令上、幼保連携型認定こども園の設置者を変更する場合には、新たな設置者が基準を満たしているかを確認した上で認可を行う必要があることから、今回お諮りする。</p> <p>審査については、次のとおり新設の場合と同様の確認を行っている。</p> <p>設置者は、新たに設立される社会福祉法人清香(せいか)会に変更となるが、施設名称は変わらず「しんことに清香こども園」とする予定で、設定する利用定員も、現在の利用定員と同数である。</p> <p>「1 事業計画との整合性」については、あくまでも設置者のみの変更であり、既に事業計画の供給量に含まれていることから、事業計画に合致するものと判断した。</p> <p>「2 欠格事由」については、事業者が法令違反や反社会勢力との交際がないことを誓約書で確認している。</p> <p>「3 設備」については、建物は現在の設置者である清光会から無償譲渡を受けることになっており、土地は市有地を賃借する予定であるから、「適」と判断している。</p> <p>「4 運営」については、現行から変更はなく、園長や従事者についても現在雇用している職員を引き続き雇用する予定であることを確認している。</p> <p>「5 資金計画」については、建物や預金などの運営に必要な資金を確保するこ</p>
--------------------------------------	--

とを確認している。

「6 設置主体の事業実績」については、法人等の設立希望者の場合は、「札幌市社会福祉法人設立認可審査会」の幹事会で、認可の方向性が示されていることが基準となっており、当該社会福祉法人に関しては、先日開催された幹事会で認可の方向が示されたことを確認している。

「7 準備状況」については、法人として適正な意思決定のもとで承認されたものであることを確認している。

また、「備考」に記載のとおり、引き続き入所を希望する在園児については、卒園児を除き、全員の入所を継続することになっている。

以上のことから、審査結果はすべて「適」となっており、設置者の変更については問題ないものと判断した。

### 【委員意見・質問なし】

上記の説明の後、認可申請時点において計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで承認された。

### 【その他全般に対する主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○今回の審議した計画が承認された場合、各施設数はどうなるか。

→令和5年9月時点で、保育所は202施設あり、今回の認定こども園の移行計画が承認された場合、179施設となる。同様に、認定こども園は211施設から240施設。内訳は、幼保連携型が99施設から101施設、幼稚園型が12施設から15施設、保育所型が96施設から120施設、地方裁量型が4施設である。また、幼稚園は73施設から70施設。内訳は、私学助成が21施設から19施設、施設型給付が52施設から51施設である。

○次回のニーズ調査は令和6年度か。

→令和7年度の計画に向けて、令和6年度に計画内容を検討していくが、令和5年の後半にはニーズ調査を進めていき、それを踏まえて令和6年度に事業計画の案をまとめる予定。

○ニーズ調査では、「こども誰でも通園制度(仮称)」のニーズを併せて調査する予定はあるのか。

→現状ではまだ制度のスキームが見えていないため、今回のニーズ調査で調査することは考えていない。今後スキームが固まり次第、検討していきたいと考えている。

○年内には来年度の試行事業の検討会が終わるので、ある程度スキームが固まるのでは。可能なら今回のニーズ調査に組み込んだ方が良いのではないか。



	→いずれにしてもニーズは把握していかなければいけないので、スケジュールをみながら検討していく。
--	---